

高崎通貨加盟店募集要領

最終更新日 令和7年4月1日

1 概 要

高崎市は、デジタル化の推進及び、市内経済の循環と活性化を図るため、市内店舗限定で利用することのできる電子地域通貨（高崎通貨）を導入しております。加盟店に関する事務についてはこの要領に基づき行います。

2 高崎通貨について

- (1) 名 称 高崎通貨
- (2) 発 行 者 高崎市から委託を受けたみずほ銀行
- (3) 対 象 者 高崎市が各事業において指定する給付対象者
- (4) 発行額面 高崎市が各事業において指定する給付額面
- (5) 利用期間 高崎市が各事業において定める期間
- (6) 配付方法 高崎市が各事業において定める方法

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 高崎通貨を第三者へ転売・譲渡することはできません。
- (2) 利用有効期間を過ぎた高崎通貨は利用できません。
- (3) 高崎通貨の紛失及び盗難に対し、高崎市はその責を負いません。

4 加盟店の参加資格

高崎市内に店舗や事業所を営む事業者を対象とし、次の（１）から（４）までに該当する店舗及び事業者を除きます（高崎通貨の取り扱いを希望される事業者について、申込受付後、群馬銀行またはユーシーカード（以下、アクワイアラといいます）が審査を行います）。

- (1) 風営法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていない店舗
- (2) 風営法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同じテーブルに同席して接客するような類の店舗
- (3) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する事業者。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、高崎通貨発行目的から高崎通貨事務局としての高崎市またはみずほ銀行（以下、事務局といいます）、およびアクワイアラが加盟店として不適当と判断した事業者。

5 高崎通貨の利用対象にならないもの

- (1) 公序良俗に反するもの。
- (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、医薬品医療機器等法、不正競争防止法、商標法等法令の定めに違反するもの。
- (3) 第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害する恐れがあるもの。

- (4) 偽造品、模造品、模倣品等。
- (5) 商品券、プリペイドカード、印紙切手、回数券、有価証券等(但し、アクワイアラが個別に認めた場合はこの限りではない)。
- (6) その他、事務局が不適当と判断したもの。

6 加盟店の責務等

- (1) ポスター類を活用し、加盟店であることが明確になるよう努めてください。
- (2) 群馬県暴力団排除条例（平成 22 年群馬県条例第 51 号）及び高崎市暴力団排除条例を遵守してください。

7 加盟店登録手続きについて

(1) J-Coin Pay 既存加盟店事業者

J-Coin Pay 既存加盟店事業者は、原則、本事業に参加となります。別途「店舗掲示用ポスター」「高崎市オリジナルスイングポップ（J-Coin Pay のアクセプタンスマークの上や QR コード台紙に貼付していただく）」を送付しますので、利用者が分かるよう掲示と貼付をお願いします。

(2) 上記（1）以外の新規取扱事業者

①申込方法

ユーシーカードまたは、群馬銀行をはじめとした J-Coin Pay 加盟店募集を行っている金融機関等にてお申し込みを受付いたします。

②申込後の審査及び承認

加盟店登録には審査があります。審査期間は約 1 ヶ月です。承認後 J-Coin 加盟店キット（マニュアル、QR コード、QR 台紙等）を無料で送付します。キット到着後すぐに J-Coin 加盟店としてのご利用が可能です。

「店舗掲示用ポスター」、「高崎市オリジナルスイングポップ」については、審査の承認後、随時高崎市より送付いたします。（申込から最長 2 ヶ月以内に送付予定）

8 精算について

(1) 精算額

各アクワイアラは、高崎通貨が使用された場合、事業者に対し、その金額に相当する金銭を振り込みます。

(2) 精算方法

特段、店舗にて実施していただくことはございません。「毎月 15 日締め、末日払い」「毎月末日締め、翌月 15 日払い」で指定の口座に各アクワイアラから振り込みます。※加盟店募集フォームより口座の指定が可能です。なお、J-Coin Pay 既存加盟店事業者については上記の通りではなく、契約時の取り決めに従います。

9 加盟店手数料^{*1} 補填について

(1) 補填金額について

高崎通貨で支払われた売上高にかかる加盟店手数料^{*1}について、当面の間、高崎市より全額補填が受けられます。ただし、ゲートウェイ事業者を利用する店舗については、高崎通貨で支払われた売上高に定率を乗じた手数料相当額の補填となります。

補填を受けるには別途申請が必要になります。申請方法については HP 等で公表しておりますので、ご確認をお願いいたします。なお、J-Coin Pay 新規加盟店事業者、既存加盟店事業者に関わらず、申請が必要です。また、手数料補填を終了する際には、事前に高崎市から通知を行います。

(2) 補填時期

補填時期は各事業において高崎市が定め、HP 内で告知します。

(3) 補填方法

高崎市より補填金額を受け、みずほ銀行より各事業者に振り込みます。

(4) 手数料補填金の返還

返品対応等により、既に手数料が補填された取引が取り消された場合、当該取引に係る手数料補填金は、各加盟店から高崎市へ返還していただきます。万が一、事務局が不正な行為と判断した場合にも、同様の扱いとします。

*1 みずほ銀行が加盟店から代金債権を譲り受ける（J-Coin 加盟店規約ご参照）際に加盟店から徴収する金額（代金債権額に所定の控除比率を乗じた金額とし、かかる金額を代金債権額から控除した金額を譲受対価に設定する形で徴収します。）のことを、ここでは便宜上「加盟店手数料」と表示等しています。

10 加盟店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、精算の拒否や加盟店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は損害金を請求する場合があります。

11 その他留意事項

(1) 高崎通貨については、高崎市商工振興課（027-321-1256）へお問い合わせください。

(2) 「募集要領」に記載されていない事項や、J-Coin Pay に関する問い合わせ、加盟店登録、店舗での利用等のお問い合わせについては、以下のみずほ銀行高崎通貨事務局までご連絡ください。
※みずほ銀行で問い合わせの受け付けをした後、適切な協力会社や高崎市から折り返し連絡させていただきます。

(3) 加盟店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、高崎市のホームページ等により随時広報します。